第２回
波佐見町上下水道事業
運営審議会

令和８年９月３０日（水）

（下水道事業）

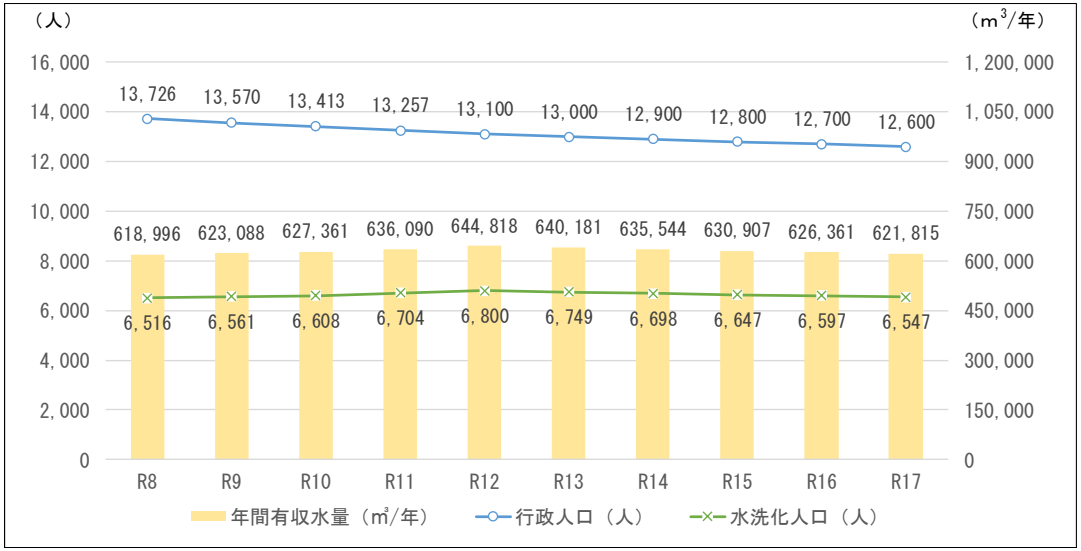
≪　目　次　≫

１．第１回審議会の振り返り
２．使用料体系の概要
３．使用料改定の検討手順
４．使用料対象経費の算定
５．使用料の改定率の検討
６．次回審議会の内容

審議会の目的

使用料体系の考え方と必要な費用（使用料対象経費）を踏まえた適正な使用料水準をご理解頂く

1．第１回審議会の振り返り

項　目	内　容
事業概要	供用開始：平成15年度末（水道事業に比べ、比較的新しい） 水洗化人口：6,424人（町役場を中心とした一部の地域で事業を実施）
有収水量の見通し	令和12年度をピークに、水洗化人口と有収水量が減少傾向に転じると想定。 
施設の状況	処理場、ポンプ場施設は、全555施設のうち、機械・電気設備を中心に、現時点ですでに294施設が法定耐用年数を超過している。 一方、管渠施設は、今後20年程度は改築更新の必要性は低い状況。
経営の状況	毎年度、10,000千円程度の黒字となっているが、一般会計からの「基準外繰入金」によって黒字を確保している状況

１．第１回審議会の振り返り

下水道事業の経営原則

独立採算制の原則

・下水道事業は地方公営企業に位置付けられ、事業に伴う収入よって経費を賄い、自立的に事業を継続する「独立採算制」が適用される。

雨水公費・汚水私費の原則

・下水道事業に係る経費の負担区分は、「雨水公費・汚水私費」が原則。
・雨水公費：雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから、公費（基準内繰入金）で負担。
・汚水私費：汚水は原因者や受益者が明らかなことから、使用量に応じて私費（下水道使用料）により負担。
ただし、公的な便益も認められる経費については、公費（基準内繰入金）で負担（公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費等の一部）。

基準内繰入金（一般会計が負担すべき経費）は、一般会計繰出し基準（総務省）で明らかにされている。

汚水の処理に係る経費のうち、公費負担（基準内繰入金）を除いた金額が私費（下水道使用料）の対象とすべき経費となる。

１．第１回審議会の振り返り

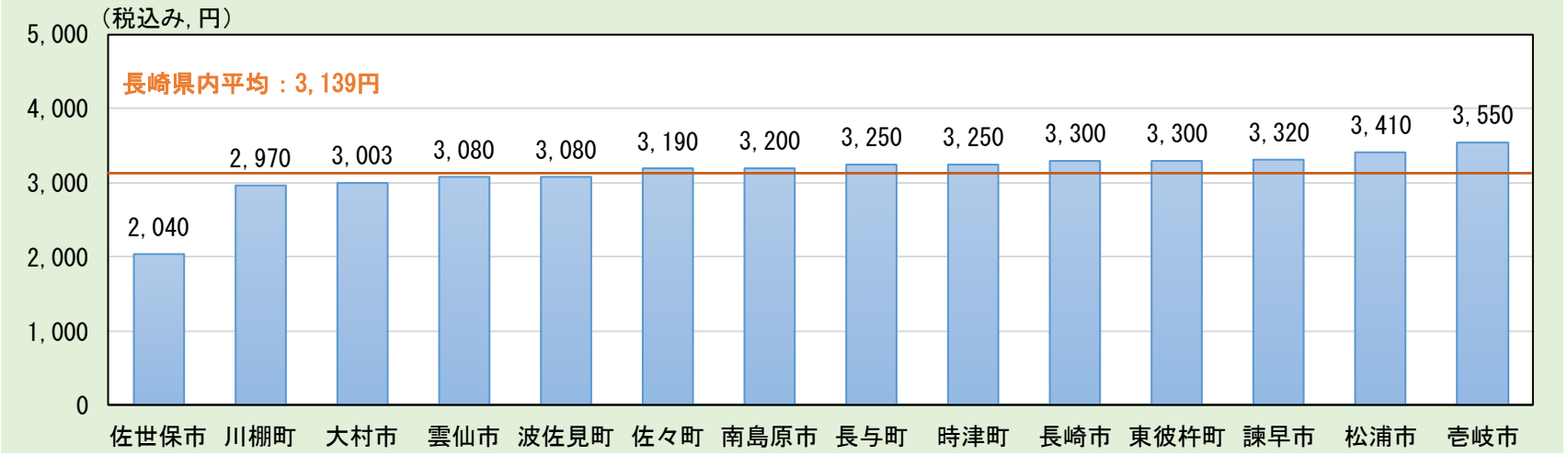
公共下水道事業の使用料体系は、基本使用料と従量使用料の二部使用料体制となっています。

波佐見町公共下水道事業の使用料体系

種 別	算 定 基 準	１カ月下水道使用料（税込）
基本使用料　①	使用水量５m³まで	990円
基本使用料　②	使用水量10m³まで	1,540円
従量使用料	使用水量10m³を超え１m³につき	154円

一般家庭20m³使用時の下水道使用料は、基本使用料1,540円＋従量使用料154円×10m³＝3,080円となり、長崎県内14自治体中、下から４番目となっています。

20m³/月使用時の長崎県内自治体の下水道使用料



2．使用料体系の概要

下水道の使用料は、一般的に「二部使用料制」または「累進使用料制」が採用されます。

二部使用料制（基本料金＋従量料金）

基本料金と、使用水量に応じた従量料金を合計して使用料を算定する方式です。

しくみ

基本料金
使用水量にかかわらず、毎月一定額を負担

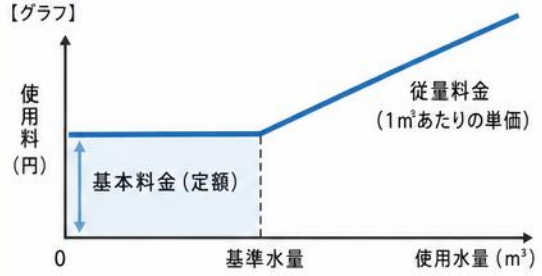
＋

従量料金
使用した水量に応じて料金が加算

＝ 使用料（合計）

イメージ（料金の例）

【グラフ】



一定の水量までは基本料金のみを負担し、それを超えた分について従量料金が加算されます。

（例）

基本料金：1,000円／月（基準水量 20㎥まで）

従量料金：20円／㎥（20㎥を超えた分）

使用水量	使用料
15㎥	1,000円
25㎥	1,100円
40㎥	1,400円

（※ 上記は一例です）

累進使用料制（使用水量に応じて単価が上がる方式）

使用水量が多くなるほど、1㎥あたりの単価が段階的に高くなる方式です。

しくみ

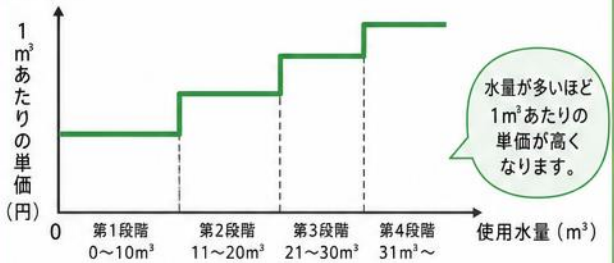
使用水量に応じて

段階的に単価が上がり、使用料を算定

＝ 使用料（合計）

イメージ（料金の例）

【グラフ】



使用水量を段階ごとに区分し、各段階の単価を適用して使用料を算定します。

（例）1㎥あたりの単価（税抜）

区分／使用水量	第1段階 0～10㎥	第2段階 11～20㎥	第3段階 21～30㎥	第4段階 31㎥～
単価（円／㎥）	10円	20円	30円	40円

使用水量	使用料（税抜）
8㎥	80円
15㎥	200円
25㎥	500円
35㎥	900円

（※ 上記は一例です）

2．使用料体系の概要

公共下水道事業を実施している長崎県内の使用料体系を次に示します。
「二部使用料制」および「累進使用料制」ともに、基本使用料を設定しています。
また、累進使用料制を採用している自治体は、佐世保市、長崎市、諫早市など、下水道の使用水量が比較的多い工場などを有しています。

二部使用料制		累進使用料制	
基本使用料あり	基本使用料なし	基本使用料あり	基本使用料なし
雲仙市 佐々町 南島原市 東彼杵町 壱岐市 波佐見町	該当自治体なし	佐世保市 川棚町 大村市 長与町 時津町 長崎市 諫早市 松浦市	該当自治体なし

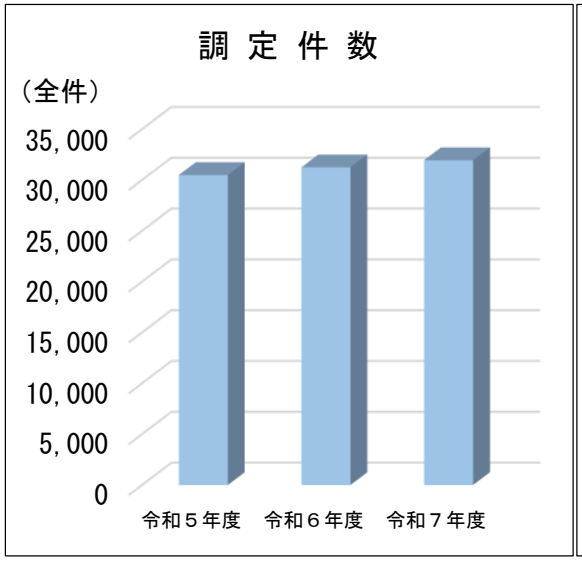
（出典：各自治体HPまたは条例より整理）

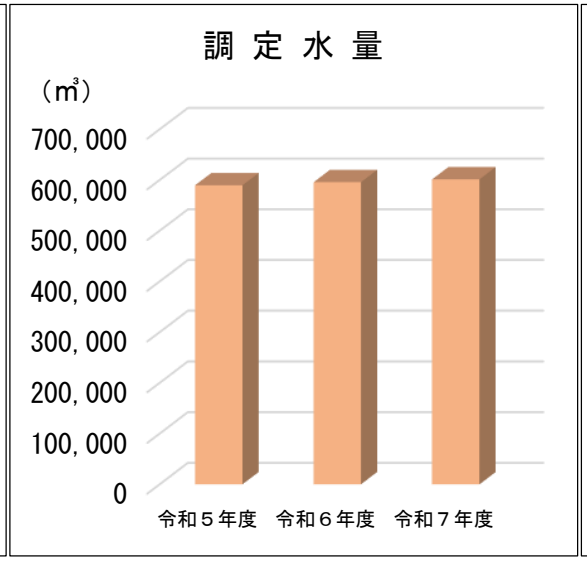
2．使用料体系の概要

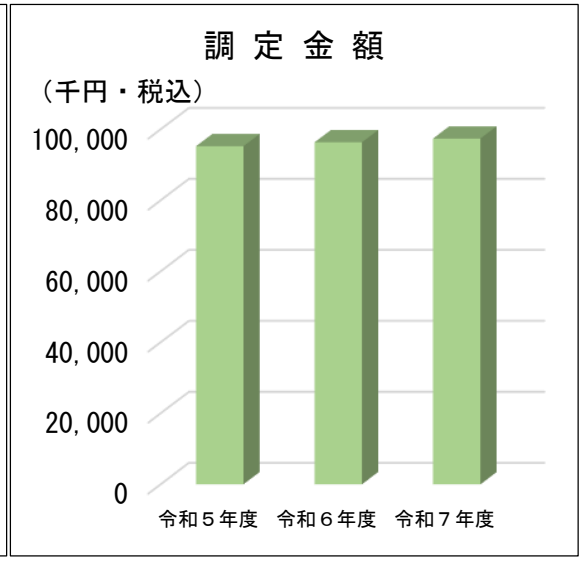
調定件数、調定水量、調定金額

現況の波佐見町下水道事業の調定件数、調定水量、調定金額は、増加傾向にあります。

年 度	調 定 件 数（全件）	１か月あたりの平均調定件数	調 定 水 量（㎥）	調 定 金 額（千円・税込）
令和５年度	30,493	2,541	589,851	95,266
令和６年度	31,250	2,639	595,810	96,346
令和７年度	31,946	2,662	601,461	97,406







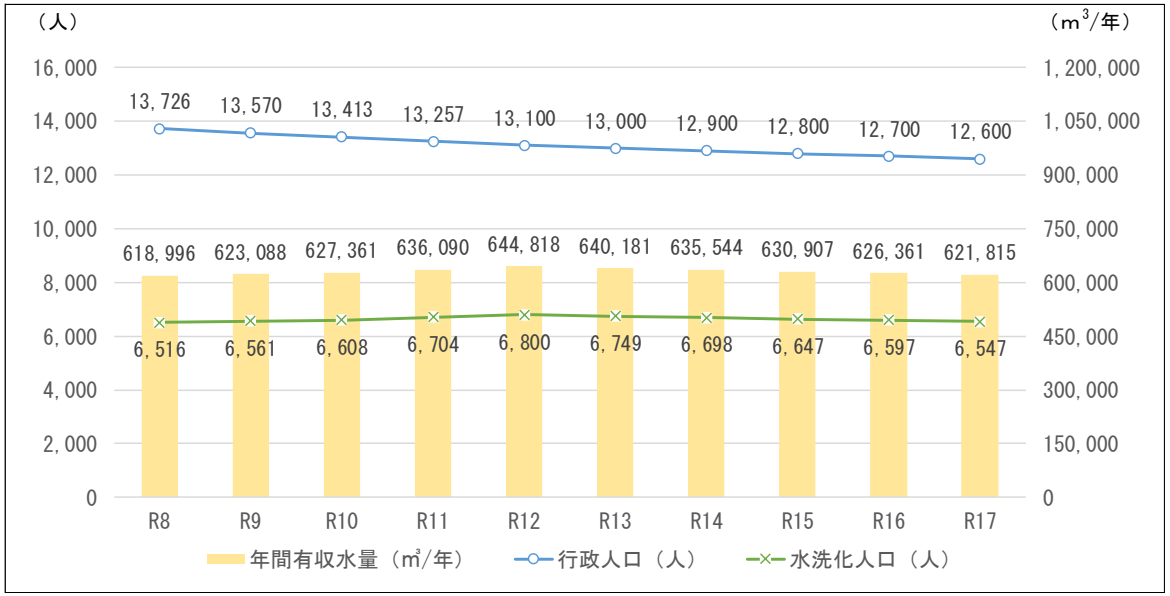
2．使用料体系の概要

現行の使用料体系での使用料収入推計

現行の使用料体系を基に推計した使用料収入推計は、予測した有収水量に使用料単価（年間の使用料収入の総額÷年間の有収水量の総量）の実績を乗じて算出します。

区　分	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
年間有収水量（㎥）	623,088	627,361	636,090	644,818	640,181
使用料単価（円/㎥）	146.4	146.4	146.4	146.4	146.4
使用料収入（千円）	91,220	91,846	93,124	94,401	93,722

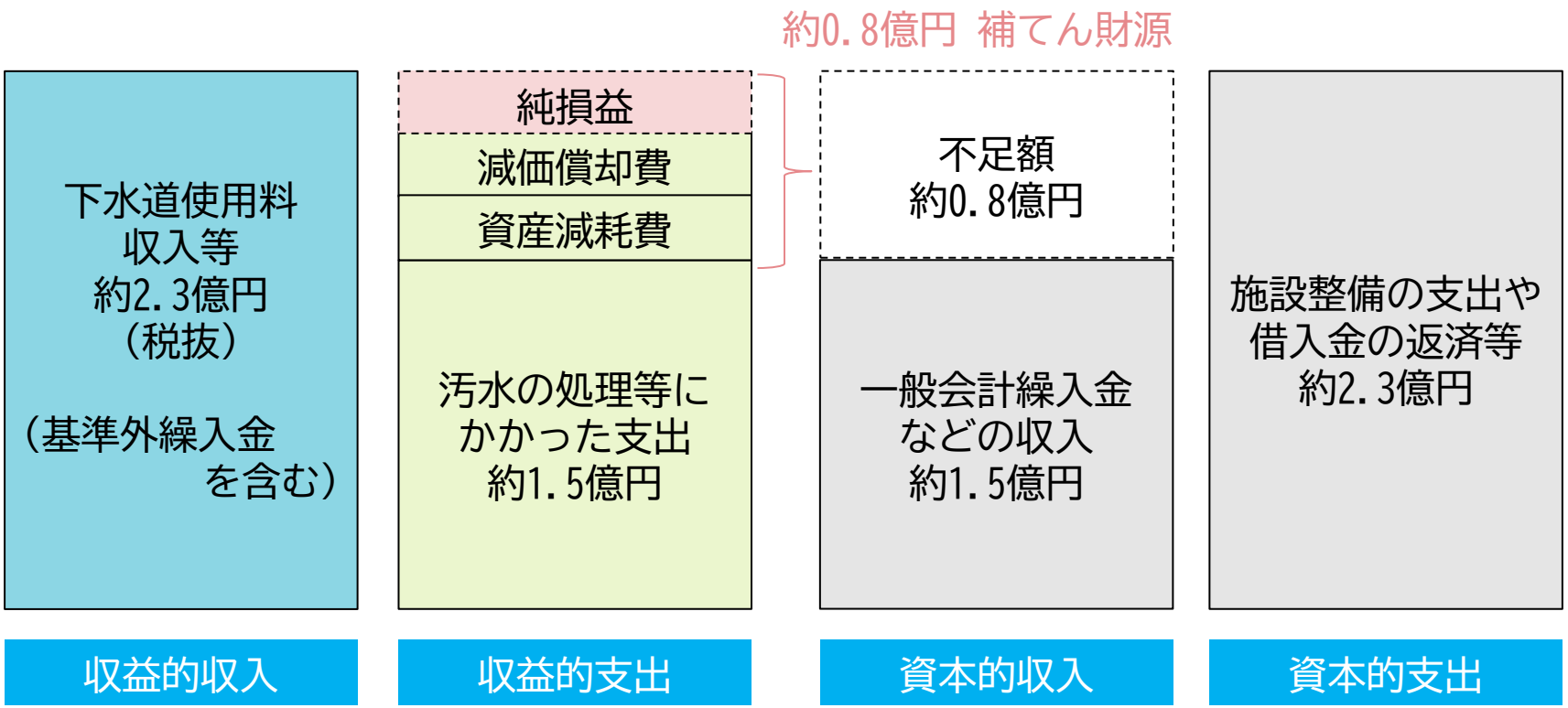
※税抜き　　（出典：経営戦略）



2．使用料体系の概要

下水道事業の会計

※　令和７年度決算



下水を処理するために必要な経費とその財源

下水道施設の新設、改良をするために必要な経費とその財源

2．使用料体系の概要

現行使用料体系での経常収支見積もり　【他会計補助金（基準外）なし】

現行使用料体系及び基準外繰入金を見込まない場合での経常収支見積もりを右に示します。

使用料算定期間（令和9年度～令和13年度）の全期間において、経常収支見積もりがマイナス（赤字）となります。

投資・財政計画（収益的収支・税抜き）

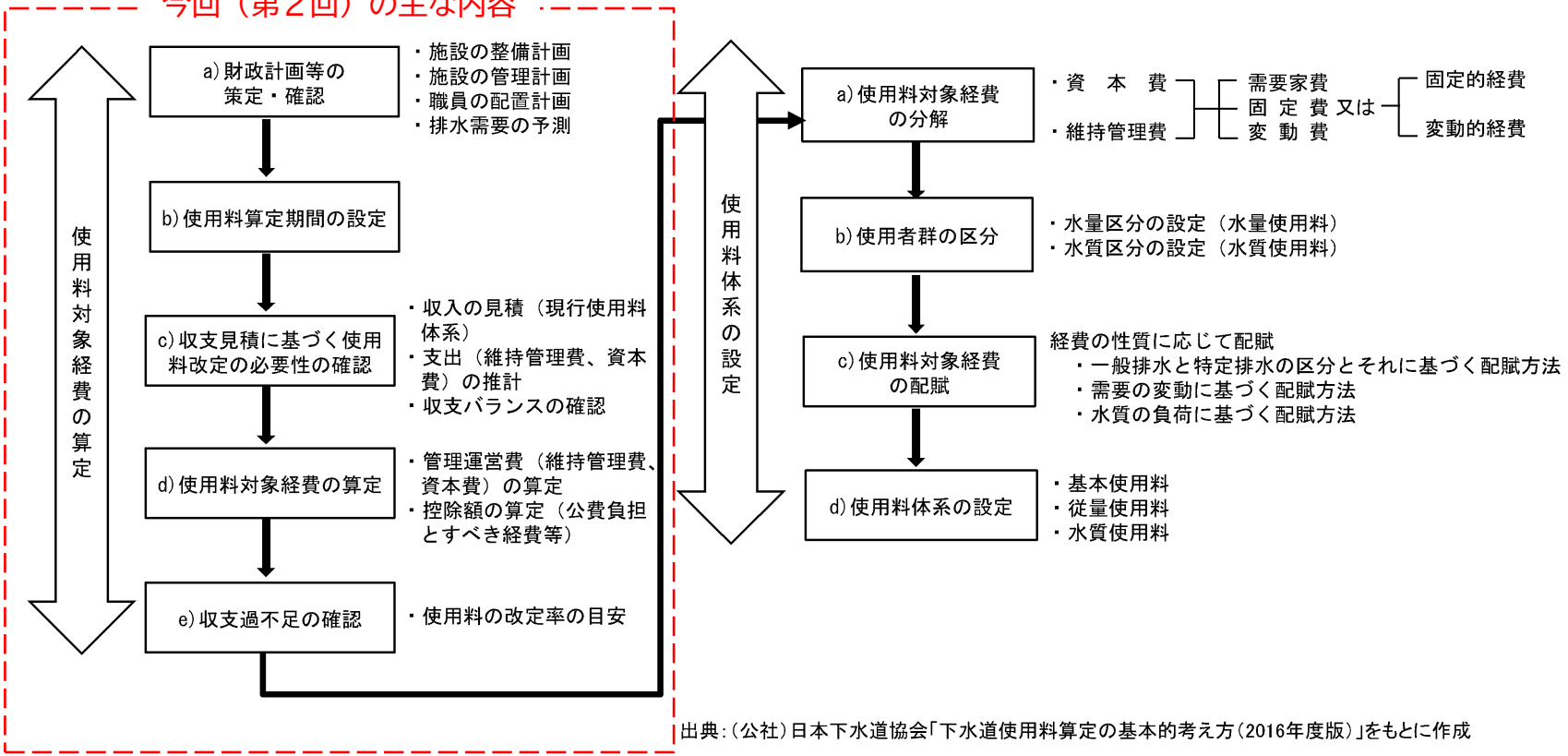
区分＼年度			R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
収益的収支	収益的収入	1. 営業収益 (A)	97,315	97,764	98,861	99,957	99,098
		(1) 料金収入	91,220	91,846	93,124	94,401	93,722
		(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0
		(3) その他	6,095	5,918	5,737	5,556	5,376
		2. 営業外収益	182,770	194,686	196,509	200,528	210,543
		(1) 補助金	90,169	96,357	97,987	100,261	105,146
		他会計補助金（基準内）	85,123	91,230	92,778	94,969	99,769
		他会計補助金（基準外）	0	0	0	0	0
		その他補助金	5,046	5,127	5,209	5,292	5,377
		(2) 長期前受金戻入	92,601	98,329	98,522	100,267	105,397
		(3) その他	0	0	0	0	0
		収入計 (C)	280,085	292,450	295,370	300,485	309,641
	収益的支出	1. 営業費用	284,828	299,304	303,923	311,582	324,877
		(1) 職員給与費	27,628	28,072	28,520	28,976	29,440
		(2) 経費	109,581	112,838	116,893	120,872	124,854
		動力費	12,768	13,114	13,565	14,024	14,200
		材料費	0	0	0	0	0
		修繕費	3,852	3,929	4,008	4,088	4,170
		その他	92,961	95,795	99,320	102,760	106,484
		(3) 減価償却費	147,619	158,394	158,510	161,734	170,583
		2. 営業外費用	26,615	27,984	29,359	30,047	30,968
		(1) 支払利息	26,615	27,984	29,359	30,047	30,968
		(2) その他	0	0	0	0	0
		支出計 (D)	311,443	327,288	333,282	341,629	355,845
	経常損益 (C)－(D) (E)		△ 31,358	△ 34,838	△ 37,912	△ 41,144	△ 46,204

3．使用料改定の検討手順

下水道使用料設定に関する指針・マニュアル

日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的考え方」に準じます。
今回（第２回）の審議会では。「使用料対象経費の算定」について説明し、使用料の改定率の目安を提示します。

【使用料算定の作業フロー】



出典：（公社）日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的考え方（2016年度版）」をもとに作成

４．使用料対象経費の算定

（１）使用料算定期間
　使用料の算定期間は、令和9年度～令和13年度の5年間とします。

（２）使用料改定の必要性の確認
　使用料算定期間の全期間において、経常収支見積もりがマイナス（赤字）となるため、使用料の改定が必要となります。

（３）使用料対象経費の算定
１）管理運営費（維持管理費）の算定
　管理運営費（維持管理費）は、維持管理に係る経費を対象とします。

（単位：千円）

区　分	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
職員給与費	27,628	28,072	28,520	28,976	29,440
動　力　費	12,768	13,114	13,565	14,024	14,200
修　繕　費	3,852	3,929	4,008	4,088	4,170
材　料　費	0	0	0	0	0
薬　品　費	0	0	0	0	0
委　託　料	74,770	77,910	81,182	84,592	88,145
そ　の　他	9,812	10,008	10,208	10,412	10,620
合　計	128,830	133,033	137,483	142,092	146,575

（出典：経営戦略）

４．使用料対象経費の算定

２）管理運営費（資本費）の算定

管理運営費（資本費）は、減価償却費（長期前受金戻入を控除）、企業債支払利息、資産減耗費を対象とします。

（単位：千円）

区　分		R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
減価償却費(A)		147,619	158,394	158,510	161,734	170,583
	長期前受金戻入(B)	92,601	98,329	98,522	100,267	105,397
	対象資本費(C=A-B)	55,018	60,065	59,988	61,467	65,186
資産減耗費(D)		8,379	7,877	7,930	7,756	7,719
支払利息(E)		26,615	27,984	29,359	30,047	30,968
合　計 (F=C+D+E)		90,012	95,926	97,277	99,270	103,873

３）資産維持費について

波佐見町の下水道事業の収支見積もりは、使用料算定期間の全期間において、マイナス（赤字）となる見込みであり、独立採算が確立されていない状況にあります。

したがって、「独立採算制の原則」に照らして、まずは、下水道事業経営の独立採算を目標とし、資産維持費は、使用料対象経費に算入しないものとします。

４．使用料対象経費の算定

４）控除額（公費負担とする経費）の算定

控除額は、汚水処理に係る経費のうち、公費負担（基準内繰入金）とする経費を対象とします。

（単位：千円）

区　分		R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
維持管理費	高度処理費	811	827	843	860	877
	計	811	827	843	860	877
資本費	雨水処理負担金	5,700	5,523	5,342	5,161	4,981
	高度処理費	733	712	375	177	155
	高資本費対策経費	0	0	0	0	0
	分流式経費	83,401	89,537	91,431	93,828	98,657
	法適用経費	178	154	129	104	80
	計	90,012	95,926	97,277	99,270	103,873
合　計		90,823	96,753	98,120	100,130	104,750

４．使用料対象経費の算定

５）使用料対象経費の算定

使用料の対象とする経費は、管理運営費（維持管理費及び資本費の総額）から、控除額（公費負担とする経費）を差引いて算定します。

（単位：千円）

区　分		R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
管理運営費(A)	維持管理費	128,830	133,033	137,483	142,092	146,575
	資本費	90,012	95,926	97,277	99,270	103,873
	計	218,842	228,959	234,760	241,362	250,448
公費負担(控除額)(B)	維持管理費	811	827	843	860	877
	資本費	90,012	95,926	97,277	99,270	103,873
	計	90,823	96,753	98,120	100,130	104,750
使用料対象経費(C=A-B)	維持管理費	128,019	132,206	136,640	141,232	145,698
	資本費	0	0	0	0	0
	計	128,019	132,206	136,640	141,232	145,698

５．使用料の改定率の検討

（１）現行使用料体系を基に推計した使用料収入

現行の使用料体系を基に推計した使用料収入推計は、予測した有収水量に使用料単価（年間の使用料収入の総額÷年間の有収水量の総量）の実績を乗じて算出します。

区　分	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
年間有収水量（㎥）	623,088	627,361	636,090	644,818	640,181
使用料単価（円/㎥）	146.4	146.4	146.4	146.4	146.4
使用料収入（千円）	91,220	91,846	93,124	94,401	93,722

※税抜き　　（出典：経営戦略）

（２）使用料収入と使用料対象経費とを比較した収入過不足の確認

使用料収入に対し、使用料対象経費が上回り、収入が毎年度不足します。

また、不足額は年々増大し、使用料算定期間（R9年度～R13年度）の不足額の総額は約2.2億円となります。

（単位：千円）

区　分	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	期間総額
使用料収入（A）	91,220	91,846	93,124	94,401	93,722	464,313
使用料対象経費（B）	128,019	132,206	136,640	141,232	145,698	683,795
収入過不足（C=A-B）	△ 36,799	△ 40,360	△ 43,516	△ 46,831	△ 51,976	△ 219,482

５．使用料の改定率の検討

（３）使用料の改定率の目安

収入不足を解消する場合の使用料改定率は、不足額 ２億１，９４８万円 を確保するため、使用料収入全体を約４７．３％上げる必要があります。

①使用料対象経費（５年間）	②使用料収入（５年間）	不足（②－①）
６億８，３８０万円	４億６，４３１万円	２億１，９４８万円

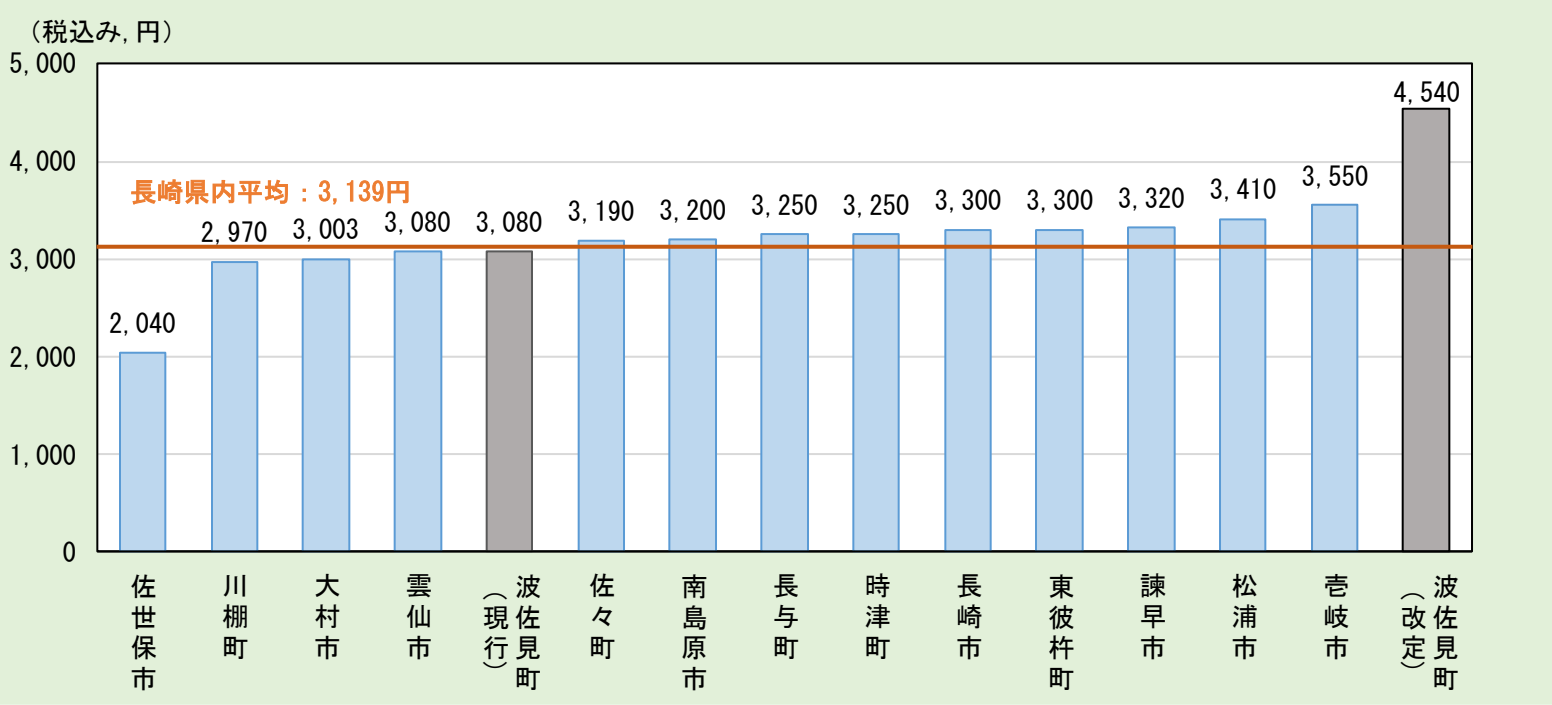
この場合、一般家庭20m3/月使用時の下水道使用料は、3,080円に使用料改定率：47.3%を乗じて、約4,540円となります。

この水準は、県内で最も高額となり、住民負担への影響が大きく、現実的でないと考えられます。

5．使用料の改定率の検討

公共下水道事業を実施している長崎県内自治体の下水道使用料と比較すると、次に示すとおりとなります。

20m³/月使用時の長崎県内自治体の下水道使用料（改定率47.3%）



５．使用料の改定率の検討

（４）現実的な改定率の設定

１）最低限必要とする改定率の設定

汚水処理に係る経費のうち、公費負担（基準内繰入金）とする経費として「高資本費対策経費」を対象とすることができますが、繰出し基準として、使用料単価が150円/㎥（税抜き）を超えている必要があります。

このため、20m³/月使用時の下水道使用料を3,000円（税込み3,300円）以上を確保するため、最低限必要とする改定率を7.2%とします（3,300円÷3,080円≒1.072）。

２）長崎県内他自治体の使用料改定状況

公共下水道事業を実施している長崎県内自治体において、直近で下水道使用料の改定を実施した自治体の状況を次に示します。

自治体名	1ヶ月下水道使用料【税込み】（単位：円）		改定率	改定時期
	改定前	改定後		
壱岐市	3,040	3,550	16.8%	令和6年4月
東彼杵町	3,160	3,300	4.4%	令和7年4月
南島原市	2,750	3,200	16.4%	令和8年4月
雲仙市	3,080	3,350	8.8%	令和8年10月（予定）
		3,570	15.9%	令和9年10月（予定）
		3,790	23.1%	令和10年10月（予定）

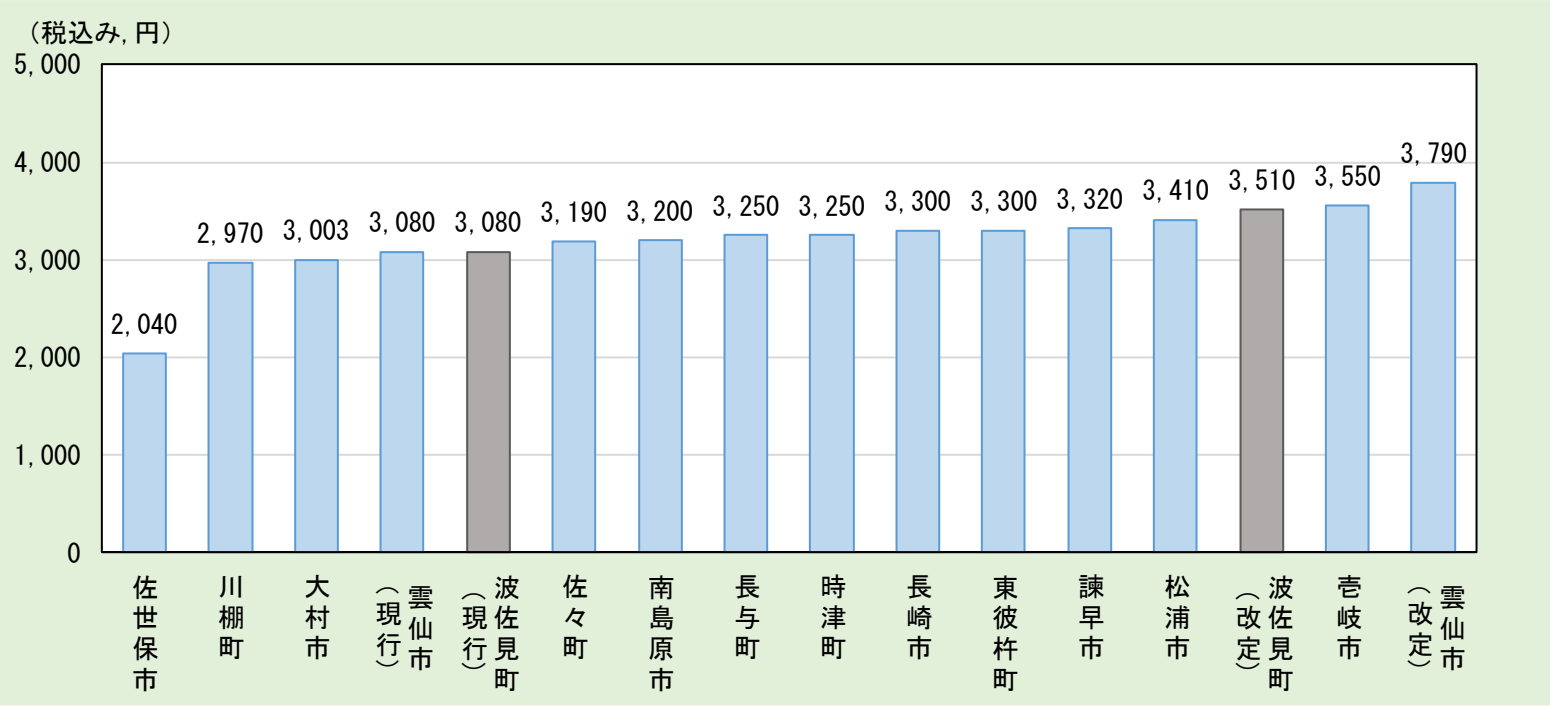
5．使用料の改定率の検討

２）現実的な改定率の設定

現実的な使用料の改定率は、長崎県内他自治体の下水道使用料水準や最低限必要とする改定率と下水道使用料の改定状況を勘案し、改定率を14.0%とし、改定後の20m³/月使用時の下水道使用料3,510円（税込み）とします。

公共下水道事業を実施している長崎県内自治体の下水道使用料と比較すると、次に示すとおりとなります。

20m³/月使用時の長崎県内自治体の下水道使用料（改定率14.0%）



5．使用料の改定率の検討

使用料改定による経常収支見積もり　【他会計補助金（基準外）なし】

現実的な改定率14.0%で使用料改定を行った場合の経常収支の見積もりは、右に示すとおりとなります。

毎年度の経常収支は、他会計補助金（基準外）を見込まない場合は、経常収支見積もりは毎年度マイナス（赤字）となり、赤字額は年々増大します。

なお、経常収支見積もりをプラス（黒字）とするためには、他会計補助金（基準外）にて補填することになります。

投資・財政計画（収益的収支・税抜き）　（単位：千円）

区分			年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
収益的収支	収益的収入	1. 営業収益	(A)	110,088	110,625	111,900	113,176	112,222
		(1) 料金収入		103,993	104,707	106,163	107,620	106,846
		(2) 受託工事収益	(B)	0	0	0	0	0
		(3) その他		6,095	5,918	5,737	5,556	5,376
		2. 営業外収益		182,770	194,686	196,509	200,528	210,543
		(1) 補助金		90,169	96,357	97,987	100,261	105,146
			他会計補助金（基準内）	85,123	91,230	92,778	94,969	99,769
			他会計補助金（基準外）	0	0	0	0	0
			その他補助金	5,046	5,127	5,209	5,292	5,377
		(2) 長期前受金戻入		92,601	98,329	98,522	100,267	105,397
		(3) その他		0	0	0	0	0
		収入計	(C)	292,858	305,311	308,409	313,704	322,765
	収益的支出	1. 営業費用		284,828	299,304	303,923	311,582	324,877
		(1) 職員給与費		27,628	28,072	28,520	28,976	29,440
		(2) 経費		109,581	112,838	116,893	120,872	124,854
			動力費	12,768	13,114	13,565	14,024	14,200
			材料費	0	0	0	0	0
			修繕費	3,852	3,929	4,008	4,088	4,170
			その他	92,961	95,795	99,320	102,760	106,484
		(3) 減価償却費		147,619	158,394	158,510	161,734	170,583
		2. 営業外費用		26,615	27,984	29,359	30,047	30,968
		(1) 支払利息		26,615	27,984	29,359	30,047	30,968
		(2) その他		0	0	0	0	0
		支出計	(D)	311,443	327,288	333,282	341,629	355,845
	経常損益 (C)－(D)		(E)	△ 18,585	△ 21,977	△ 24,873	△ 27,925	△ 33,080

５．使用料の改定率の検討

使用料の改定率（47.3%）が大きいと、使用料対象経費の全額を使用料で賄うことができる。
⇒改定による住民負担への影響が大きく、現実的でない。

長崎県内他自治体の下水道使用料水準や最低限必要とする改定率と下水道使用料の改定状況を勘案し、改定率を14.0%とする。

収支見積もりのマイナス（赤字）を基準外繰入金で補てんする場合の改定率と基準外繰入金の見込み額を次に示します。

改定率と基準外繰入金の見込み額

（単位：千円）

改定率	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	期間総額
改定なし	31,358	34,838	37,912	41,144	46,204	191,456
14.0%	18,585	21,977	24,873	27,925	33,080	126,440

基準外繰入金は、下水道使用料を改定しない場合における使用料算定期間の総額に対し、14.0%の使用料改定により約６千５百万円（約34%）を削減できます。

6．次回の審議会内容

1．使用料体系の設定
2．料金表の確定

次回以降、使用料改定の具体的な内容を審議して頂きます。

波佐見町公共下水道事業の使用料体系（現行）

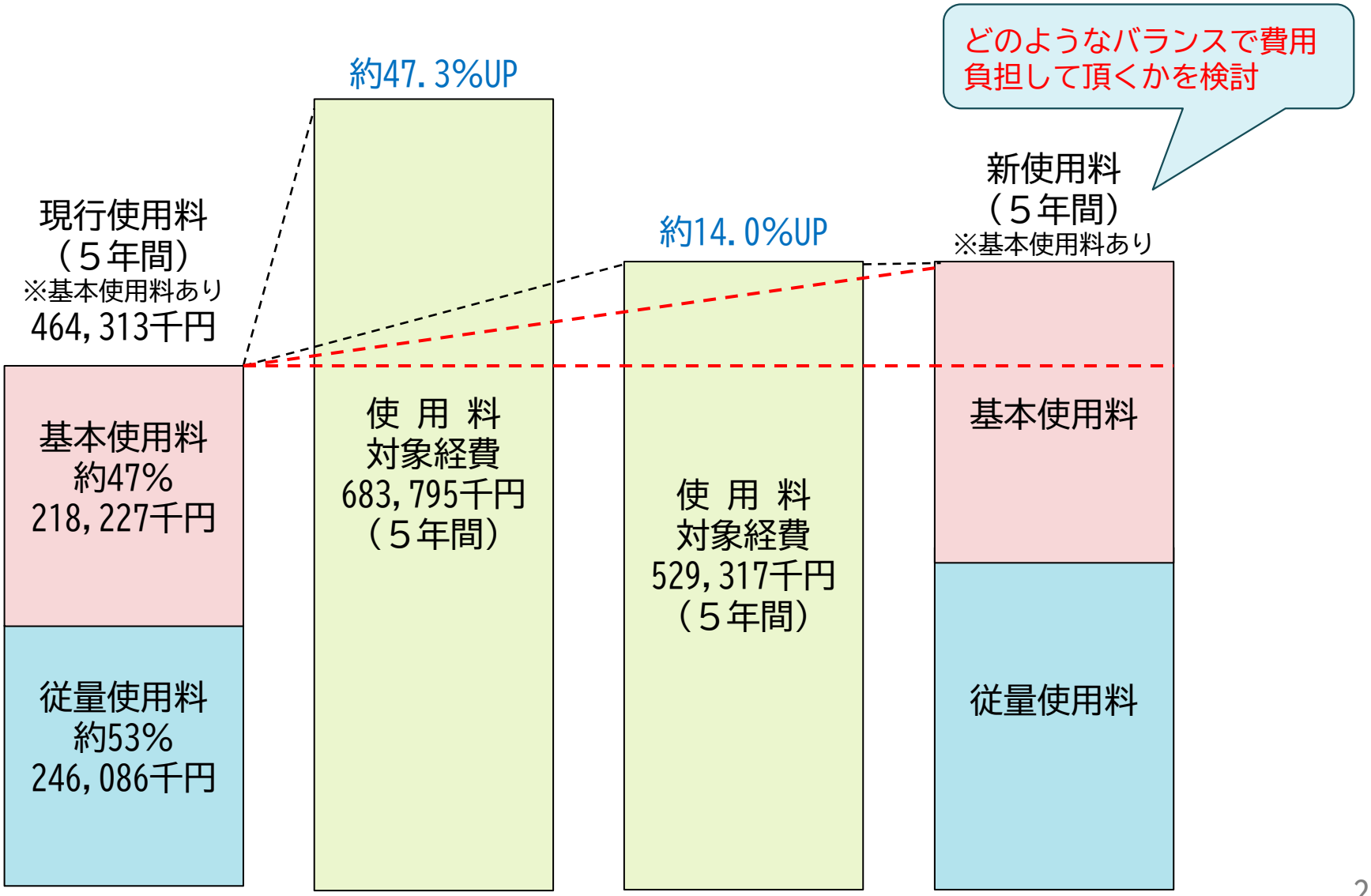
種 別	算 定 基 準	１カ月下水道使用料（税込）
基本使用料　①	使用水量５m³まで	990円
基本使用料　②	使用水量10m³まで	1,540円
従量使用料	使用水量10m³を超え１m³につき	154円

【 7月31日 】
- ステップ１ 下水道事業の概要

【 本日 】
- ステップ２ 使用料対象経費の算定
- ステップ３ 使用料の改定率の検討

【 次回 】
- ステップ４ 使用料体系の設定
- ステップ５ 料金表の確定

６．次回の審議会内容


どのようなバランスで費用負担して頂くかを検討
約47.3%UP
約14.0%UP
現行使用料
（５年間）
※基本使用料あり
464,313千円
基本使用料
約47%
218,227千円
従量使用料
約53%
246,086千円
使 用 料
対象経費
683,795千円
（５年間）
使 用 料
対象経費
529,317千円
（５年間）
新使用料
（５年間）
※基本使用料あり
基本使用料
従量使用料